揖斐川町社協春日居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会が開設する揖斐川町社協春日居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　運営の方針は、次のとおりとする。

（１）　利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮するものとする。

（２）　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

（３）　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

（４）　事業の実施に当たっては、行政機関、他の指定居宅介護支援事業者等関係機関との連携に努めるものとする。

（５）　事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（６）　サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　　揖斐川町社協春日居宅介護支援事業所

（２）　所在地　　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合３４２０番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　　１名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）　介護支援専門員　１名（常勤１名）

介護支援専門員は、第２条の運営方針を遵守し、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　月、火、水、木、金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１月２日、１月３日、１２月２９日から１２月３１日までを除く。

（２）　営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

（１）　介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。

（２）　指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確認するものとする。

（３）　要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は利用者の意思もふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

（４）　要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間の満了日の１か月前には行われるよう必要な援助を行う。

（５）　要介護認定を受けた者の居宅サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

（６）　事業所は、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。ただし、次のいずれかに

該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

ア　介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態の程度を増悪させたと認められるとき。

イ　偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（指定居宅介護支援の内容）

第７条　指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

（１）　居宅サービス計画書の作成

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を行うものとする。

（２）　相談の場所

介護支援専門員は、事業所の相談室又は利用者の自宅で利用者の相談を受けるものとする。

（３）利用者への情報提供

居宅サービス計画作成の開始にあたっては、利用者及びその家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、サービスを選択することができるよう支援する。

（４）利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、全国社会福祉協議会方式に基づく課題分析票を用いて、利用者の有している能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

（５）居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

（６）　サービス担当者会議の開催

介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

（７） 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により同意を得るものとする。

（８） サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

（９） 利用者の居宅訪問

介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後１か月に１回以上利用者の居宅を訪問するものとする。

(10) 介護保険施設の紹介

介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

（利用料、その他の費用の額）

第８条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

２　通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

（１）　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね１０キロメートル未満　５００円

（２）　通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね１０キロメートル以上　１，０００　円

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、揖斐郡の全域とする。

(相談、苦情、ハラスメント対応)

第１０条　提供した事業に関する利用者の要望・苦情・ハラスメント等に対し迅速かつ適切に対応するため担当職員を１名置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（１）　事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（２）　事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から、当該指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止及び身体拘束に関する事項）

第１１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　事業所は、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（２）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

（３）　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止について速やかに協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（４）　事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者の生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（事業継続計画）

第１２条　業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

（１）　サービス担当者会議等に利用者及びその家族の個人情報を使用する場合は、あらかじめ利用者及びその家族に説明の上、同意を得るものとする。

（２）　従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容に含むものとする。

（３）　事業所は、従業者の資質的向上を図るための計画的研修の機会を設けるものとする。

（４）　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は平成１８年７月１日から施行する。

附　則

この規程は平成１８年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２４年９月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２５年６月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２６年７月１日から施行する。

附　則

この規程は令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規定は令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規定は令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規定は令和７年４月１日から施行する。

附則

この規定は令和８年１０月１日から施行する。

（R8.10.1 改正）